

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|---------------------|----|---|---|----|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和4年7月26日（火）午後1時31分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和4年7月26日（火）午後2時14分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 3人 計4人 | | | | |
| 5 | 議決件数 | 2件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 2件 | 承 | 認 | 0件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同 | 意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和4年7月26日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

なし

【学校教育課関係】

- ・2学期の行事について
- ・府中町生徒指導上の諸課題の状況について
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

【社会教育課関係】

- ・府中町立小学校プール開放事業の中止について
- ・村山聖杯将棋怪童戦について
- ・地域未来塾及び家庭教育支援事業について
- ・歴史民俗資料館事業について

日程第3 第4号議案 府中町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

日程第4 第5号議案 令和5年度に小・中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩
学校教育課長	立花 淑子

教育総務課長	藤永 政己
社会教育課長	箱田 進一
教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

（開会 午後1時31分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と松本委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第2教育長報告を議題といたします。教育長報告を7件行います。会議等については、ありません。学校教育関係は、3件です。

1件目は、学校における2学期の行事について、7月13日に開催しました校長会において把握しましたので、学校教育課長から報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。各学校における2学期の行事ですが、本日お配りした資料「2学期の行事」のとおりでございます。修学旅行については、小学校は9月から10月、中学校は12月と2月に実施し、野外活動は9月下旬から10月中に行います。学習発表会・文化祭については、10月11月で実施予定でございます。これまで同様、新型コロナウイルス感染防止対策をしたなかで工夫しながら実施できる形をそれぞれの学校が考えて進めております。

以上です。

教育長

2件目は、府中町生徒指導上の諸課題の状況について、4月から6月までの集計がまとまっておりますので、学校教育課長から報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。府中町生徒指導上の諸課題の状況について説明します。資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況」をご覧ください。

まず暴力行為の発生件数です。右側の令和4年6月現在の欄を見ますと、小学校で2件、中学校は1件です。昨年の6月と比べ、小学校で2件減少、中学校で1件増加しています。小学校の2件は生徒間の暴力事案です。強く注意されたことに腹を立て蹴った事案と、通り道を邪魔されたと思い、体を押して取っ組み合いになった事案です。双方に話を聞き、自己を振り返らせ、暴力で解決できないことを指導しています。

次にいじめの認知件数です。令和4年6月現在、小学校で2件、中学校で0件です。

昨年の6月と比べ、小学校で4件の減少、中学校で2件減少しています。一つは呼び捨てで呼ばれ、頭をたたいた1年生の事案と、菌扱いされ避けられた6年生の事案です。事実確認後に謝罪し、保護者にも連絡をし、経過観察をしています。

次に特別な指導の件数です。令和4年6月現在、小学校で24件、中学校で12件です。

昨年の6月と比べ、小学校中学校ともに1件増加しています。小学校では、暴力行為、いじめへの指導のほか、怠学、金品持ち出し、万引き等がありました。中学校では、不要物の持ち込み等校則違反に対する指導がありました。

次に不登校人数です。令和4年6月現在、小学校で14人、中学校で17人です。昨年の6月と比べ、小学校では5人増となり、中学校では4人増でした。また、小学校の14人のうち10人が昨年度も不登校の児童です。中学校では17人のうち、14人が昨年度も不登校の生徒です。担任が継続的に保護者と連絡を取り合っているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、児童生徒だけでなく保護者への働きかけも行っています。変化が見られない児童生徒も多いが保護者の考え方の変化から毎日登校できる児童も見られました。また、SCHOOL"Ｓ"に申し込んだ児童は2名いました。SCHOOL"Ｓ"は、広島県に住んでいる不登校等の小中学生を支援する県の教育支援センターです。

最後に不登校児童生徒の割合についてです。令和4年6月現在、小学校は0.45で、中学校は1.44となっています。昨年の6月と比べ、小学校で0.16ポイント増加し、中学校で0.33ポイント増加しています。

説明は以上です。

教育長

3件目は、学校における新型コロナウイルス感染症にかかる状況についてです。全国的に第6波が収まりつつありましたが、7月に入って、再度感染者が急増している状況にあります。本町の学校におきましても、感染児童生徒が急増し、学級閉鎖・学年閉鎖を実施する状況にありました。詳細を学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告させていただきます。本日お配りしました別紙資料「学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について」をご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の6月の感染者数は、小学校が28名、中学校が3名で計31名、7月は25日までですが、小学校が54名、中学校が52名で計106名となっています。6月は落ち着いてきたと思われていましたが、約3倍増加しており、中学校での増加が著しくなっています。

次に、学級閉鎖等についてですが、学級閉鎖が、6月は小学校で3件でした。7月は、学級閉鎖が小学校で4件、中学校で3件、そして学年閉鎖は中学校で2件ありました。

現在は夏休み期間中ですので学級閉鎖等はありませんが、今後も、引き続き各学校と連携し、保護者メールを活用し新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいります。

以上です。

教育長

社会教育関係は、4件あります。

1件目は、府中町立小学校プール開放事業の中止についてです。夏季休業中の児童の健全育成及び体力向上を図るため、実施に向けて準備を進めてまいりました「府中町立小学校プール開放事業」ですが、募集していたプール監視員が予定人員数に満たず、遊泳児童の安全が確保できないことから、本年度は事業を中止することとしました。

2件目は、村山聖杯将棋怪童戦についてです。病魔と闘いながら飽くなき闘争心で将棋の頂点を目指した怪童村山聖の精神を顕彰し、広く伝えていくことを目的とした第21期村山聖杯将棋怪童戦を8月21日日曜日に、くすのきプラザで開催します。新型コロナウイルス感染者が増加傾向にありますので、感染防止対策を十分に講じて実施いたします。

3件目は、地域未来塾及び家庭教育支援事業、4件目として、歴史民俗資料館事業について、詳細を社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。それでは、まず、地域未来塾及び家庭教育支援事業についてご説明をさせていただきます。本日お配りをさせていただいております令和4年度地域未来塾実施要項をご覧ください。趣旨としては、夏季休業中に幅広い地域住民等の参画によ

り、学習支援及び様々な体験活動を通して、児童・生徒が学習及び活動への意欲を高め、併せて地域住民との交流を図ることとしています。対象者は、各小中学校の児童生徒が対象となっております。対象者には制限がございますが、募集をしました。内容としては、自主学習部屋として開放し、地域住民や高校生が見守り活動を行うことで、児童、生徒の学習する場を提供します。また、外部講師もしくはワクワク学び隊による講座を開催する予定でございます。講師及び高校生ボランティア等でございますが、外部講師として、広島県金融広報委員会より派遣する講師により、金銭や物に関する健全な価値観を身に着けるための講座を実施します。ワクワク学び隊では、大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」の派遣制度を活用します。また、派遣チームによる科学実験教室を実施します。高校生につきましては、安芸府中高等学校の生徒に対して、ボランティアスタッフを募集したところ24名の応募がありました。安芸府中高等学校とは学校教育での中学校との連携をしていますが、社会教育事業でも連携をさせていただいているところでございます。実施要項の裏面になりますが、夏休み塾でございます。地域未来塾の関連事業として、今年度は、初めてでございますが、府中中央小学校コミュニティスクールと緑ヶ丘中学校コミュニティスクールとが共同事業として、夏休み塾を開催します。内容でございますが、小学生が持参したワーク系の宿題、夏休みチャレンジや自主勉強を中学生と大人のボランティアが児童を見守る活動を行います。日時につきましては、7月25日月曜日から8月5日金曜日で各学年2回を実施します。場所は、中央小学校の図書室で、各回小学生の参加は15名ほどを予定しております。中学生のボランティアは各日程3名から10名としております。その内容につきましては、本日の中国新聞で活動内容が掲載されました。本事業を通して、府中中央小学校と緑ヶ丘中学校の連携した活動ができるよう今後も支援していきたいと考えております。

続きまして、家庭教育支援事業でございます。お配りさせていただいております、府中町家庭教育支援チームくすのきによる不登校児童生徒の保護者の支援事業実施要項をご覧ください。社会教育法では、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設、家庭教育に関する情報の提供を行うよう」明記されています。主な事業として、公民館において、子育て支援・家庭教育講座の開催や府中町家庭教育支援チームくすのきによる、親の力をまなびあう学習プログラムの出前講座や子育て相談などの支援も行っております。府中町家庭教育支援チームくすのきによる活動のひとつとして、不登校児童生徒の保護者の支援事業を実施していただき、不登校の悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある保護者に寄り添い、不登校に関する情報、学習機会の提供及び保護者どうしの繋がりを深めていく場の提供等、きめ細かい家庭教育支援を行っていただいております。令和4年度4月から6月までの実施状況ですが、裏面の実施要項をご覧くださいますとカフェくすのきを3回開催し、21名の参加、カフェくすのき親どうしが語り合う会を3回開催し、12名の参加がありました。カフェくすのきとは、不登校や学校に行きづらいなどの悩みをかかえる小中高生とその保護者のための『居場所づくり』となっており、親子または保護者のみの参加ができます。カフェくすのき親どうしが語り合う会は、保護者のみが参加する会となっています。参加された方へのアンケートでは、参加して良かった。子供が取り組みやすい工作で、楽しんでいた。のんびりと工作ができた。との回答がありました。府中町家庭教育支援チームくすのきと家庭教育支援の充実に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、歴史民俗資料館事業でございます。お配りしております昆虫展のチラシをご覧くださいと思います。昆虫展でございますが、標本から府中町の昔と今の生態系の違いを学び、府中町の豊かな自然を感じてもらうことを目的とした昆虫展を開催しております。開催期間は令和4年7月23日土曜日から8月14日日曜日まで、開催場所は歴史民俗資料館2階ギャラリーで行っております。展示内容は、既存の昆虫標本の展示と、昆虫の絵を描いてもらうコーナーと昆虫を調べるコーナーを設けております。また、開催期間中の7月30日土曜日には、関連イベントとして、府中町の昆虫・今昔ばなし - 昆虫標本から学ぶ - を題材に講座を開催します。講師には、元広島市森林公園こんちゅう館職員坂本充氏にお願いしております。

続きまして、下岡田官衙遺跡国史跡指定記念シンポジウムでございます。

こちらの方のチラシをお配りさせていただいておりますが、シンポジウムでは下岡田官衙遺跡の国史跡指定までの経緯や遺跡の歴史的意義、また、これからの地域との関わりや今後の展望などについて、専門家の方に第1部で報告・基調講演を、第2部でシンポジウムをしていただきます。開催日は令和4年8月27日土曜日で、開催場所は府中公民館大ホールです。第2部のシンポジウムでは、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業の歴史部門に参加している子どもたちに、本事業の講座を学んだことを受け、専門家の先生方に質問してもらう予定となっております。説明は以上です。

教育長

教育長報告は以上になります。それでは、学校教育関係について、何かご質問等ございますか。玉井委員。

玉井委員

2学期の行事予定についてあったんですけども、中学校で合唱祭があるという予定になっているのが良かったなと思っています。中学校の校長先生が、今年なかったら3年間合唱祭がなくて、ああいう感動的なことを体験できないっていうのはすごく心配されていたので、合唱祭が予定通りやれるといいなと願ってます。

教育長

他に学校教育関係でありますか。

(なし)

教育長

それでは、社会教育関係で何かございますか。上之園委員。

上之園委員

プール開放事業が来年、再来年度、コロナの感染が落ち着いて、本格実施になったときに監視員の方をどの確保するかというのを考えていかないといけないかなということ、本当に子供たちの状況が全部整って、何もなくしっかり夏も泳げるとか、そういう時期になったときに十分見てあげられるような体制をどのように整えるのか、一緒に考えていかないといけないかなと。

社会教育課長

そうですね監視員の募集についてはですね、この度も、以前こちらの自動車専門学校の方とか、関わりのあったところへは個別にもお願いに行きまして、あと広報等の募集をさせていただいてというところでございましたけど、なかなか26名の予定で、各校最低でも5名体制で、その後予備で言ったらおかしいですけど、予備でと思ってましたが、12名までしか申し込みがございませんでしたので、今、委員が言われたようにですね、来ていただけるような手立てをですね、今後も考えていきたいなと考えております。

教育長

これについては私30年前にこの事業を担当していたんですが、その頃は、経済大学の水泳部をお願いしておりました。ですが、今頃大学の方が8月の上旬まで授業があるので、なかなか大学の水泳部とかそういうところをお願いすることが難しくなっているところもあります。本町だけではなくて、他の町でも今回、監視員が集められないということで中止になった市町もありまして、ちょっとこの監視員の方については難しい状況がこれからもあるんじゃないかなと、懸念されます。

他にございませんか。松本委員お願いします。

松本委員

今回、夏休みに児童の宿題の手助けという形で、中学生が、小学生にコミュニティの取り組みですかね、素晴らしいなと感じました。この活動がずっと引き続き、続いていくことがいいなと思ったんですけど、今、府中町ですごいコミュニティスクールの事業がすごく活発になってるなど、いつも実感しておりますので、地域と学校と引き続き協力しながら、コロナも大変な中にはあるんですけど、子供のためにいい形になっていくといいなと思いました。

教育長

コミュニティスクール。地域学校協働活動について、何か追加はありますか。社会教育課長。

社会教育課長

この度の夏休み塾はですね、コミュニティスクールの方々が中心に、中学校区で何かできないかということで、初めての取組をされたと聞いております。決して行政主導ではなくて、いわゆるコミュニティスクール主導でやっていただきまして、その開催についての活動がですね、一応コミュニティスクール中心なんですけど、先ほどありました地域未来塾といって、協働学校活動の内容とほぼ同じという捉え方をしてですね、そういったご支援をするような形で、より安全に、また成果が出るようにという形で、そのコミュニティスクールと協働学校事業がうまく関われるように、今後も連携をとりながらやっていきたいと思っております。

教育長

私の方から、家庭教育支援員活動カフェくすのきなんですけど、不登校児童生徒と保護者の方たちのご参加が案外あると。これはくすのきの皆さん方と不登校児童生徒のご家庭との何かアクセスとかで、何か工夫があるんですかね。社会教育課長。

社会教育課長

こちらがですね、くすのきさんの独自の活動で、不登校の方々と学校との情報のやりとりもあったんだと思うんですが、そういった形でご案内をさせていただいて、学校連携で、ご相談に来ていただけたという形になっております。

ただ、福祉保健部等で逆に親御さんの悩み相談のところまでは、なかなか連携がうまくいってないところもありまして、そういった形で今後はですね、福祉保健部等もですね、その活動と関連性を持たせることをですね、少しずつやっていきたいなと思っておりますので、より支援が手厚くなるように今後は活動をしていただけるように私たちも関わりを持ちたいと思っております。

教育長

はい、ありがとうございました。それでは、社会教育関係については、ございませんか。

(なし)

教育長

それでは、教育委員さんの方からご意見とかご報告とかありましたら。松本委員。

松本委員

私の方は、地域の方が中学生がキャリアウィークという形で活動を、子供たちがしたんですけど、そこで子供たちを受け入れてくださったお店の方とか企業の声を聞きまして、とても良く頑張っていましたというのを聞いたときに、すごいうれしいなと思った

のと、アンケート調査とかのお手伝いを今回させていただきまして、幟とアンケートを回収するというお手伝いをしました。そこで私が行ったのは、学校の方に一件取りに行ったんですけどそこでもの校長先生とか、先生方が、来てくれた中学生が本当によく頑張ってくれたんだ、素晴らしいよってというふうに嬉しいお声を聞きました。

教育長

ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。

では次に参ります。日程第3、第4号議案「府中町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第4号議案、令和4年7月26日、府中町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について。府中町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第4号議案「府中町特別支援教育就学奨励費支給要綱について」説明いたします。この特別支援教育就学奨励費については、現在、文部科学省が作成している補助金交付要綱や算定要領などをもとに実施しておりましたが、この度改めてこの要綱を制定したものです。では、要綱の概要を説明します。府中町特別支援教育就学奨励費は、町立学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者のうち、生活保護基準の2.5倍未満の世帯に対して、学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、野外活動費を支給するというものです。それでは、府中町特別支援教育就学奨励費支給要綱（案）をご覧ください。

第1条の目的です。この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨にのっとり、府中町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒について行う援助を規定し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とします。

第3条の就学奨励の対象です。就学奨励を受けることのできる者は、府中町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者であって、経済的な援助が必要であると教育長が認める者としします。

第4条の就学奨励費の種類等です。就学奨励費は、第1号、学用品・通学用品購入費、第2号、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、第3号、学校給食費、第4号、修学旅行費、第5号、校外活動等参加費です。

就学奨励費の額及び支給方法です。学用品費、新入学児童・生徒学用品費は実費を、学校給食費、修学旅行費、校外活動費は実費の半額を支給することとします。

最後に施行期日ですが、令和5年4月1日から施行し、令和4年度分以前の就学奨励については、従前の例によります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

それでは、私の方から。これ制定っていうのは、これ以前も支給要綱あったわけですね。

学校教育課長

支給要綱自体は、今、国の補助金の支給交付要綱等で対応しておりました。府中町では、なかったものです。

教育長

府中町で今回、制定する理由は何ですか。

学校教育課長

府中町の要綱がなかったということが一つありますが、今後ですね、すぐすぐではないんですけども、この就学奨励費の支給要綱をつくることによって、今後マイナンバー条例を町の方で、この要綱を追加することによって、申請のときに添付する収入状況であるとかを添付しなくてもよくなるという利点があります。

教育長

生活保護基準の2.5倍未満ということを、もう少し詳しくどういう意味なのか説明をしてください。

学校教育課長

この2.5倍っていうのがですね、国の基準に入っているところなんですけれども就学奨励ともう一つ就学援助要綱と同じようなものがあります。

就学援助は、要保護世帯と準要保護世帯で、対象者がおりまして、その就学援助の方については、生活保護世帯と、準要保護世帯ということで、収入の1.2倍までの世帯の方についてが対象となりまして、対象の内容については、学用品とか修学旅行とかを補助する形になっています。同じようなものを支給するものになっているんですけども2.5っていうのは、今決まっているところなんですけど、特別支援学級に入っておられる方のうち、その1.2から2.5までの方については、この就学奨励費ということで、学用品費等を支給しているというものになります。

教育長

ですから生活保護基準の収入の2.5倍までの方に補助が出るという意味ですよ。

学校教育課長

はい。

教育長

他にございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、第4号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、第4号議案についてはそのように決します。では、次に参ります。日程第4、第5号議案「令和5年度に小・中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」を議題となっております。ついては、ここで関係委員の退席をお願いします。

(上之園委員退席)

教育長

それでは、説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第5号議案、令和4年7月26日、令和5年度に小・中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について、令和5年度に小・中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第5号議案「令和5年度に小・中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」説明いたします。趣旨としましては、特別支援学級の主に知的障害のある児童生徒に対し、通常の教科用図書以外の一般図書を採択するための基本方針です。

では、資料「令和5年度に小・中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」をご覧ください。

1. 採択の基本です。教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

2. 適正かつ公正な採択の確保です。（1）教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

（2）特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3. 開かれた採択の推進です。（1）採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。（2）次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。ア中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料。イ教育委員会会議の議事録を作成したときは、その議事録。（3）その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

4. 方法、組織及び手続です。（1）文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。（2）各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

（なし）

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第5号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、第5号議案についてはそのように決めます。では、上之園委員をお呼びします。

(上之園委員着席)

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後 2 時 1 4 分)